

宇和島地区広域事務組合規則第1号

宇和島地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月24日

宇和島地区広域事務組合

組合長 岡原文彰

宇和島地区広域事務組合規則第1号

宇和島地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び
サービスに関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和4年2月24日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡原文彰

宇和島地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件
及びサービスに関する規則の一部を改正する規則

宇和島地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び
サービスに関する規則（令和2年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第18条」を「第14条、第15条第2項及び第3項、第16条～第18条」に改める。

別表第1中イ医療職給料表(2)職種別基準表及びウ医療職給料表(3)職種別基準表並
びにエ福祉職給料表職種別基準表を次のように改める。

イ 医療職給料表(2)職種別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
栄養士	1	17	1	27
管理栄養士	1	36	1	46
機能訓練指導員（理学療法士資格、作業療法士資格、言語聴覚士資格、柔道整復師資格、あん摩マッサージ指圧師資格）				

ウ 医療職給料表(3)職種別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
看護補助（准看護師資格）	1	15	1	23
看護職員（准看護師資格）	1	21	1	29

機能訓練指導員（准看護師資格）				
看護補助（看護師資格）	1	28	1	36
看護職員（看護師資格）	1	34	1	46
機能訓練指導員（看護師資格）				

エ 福祉職給料表職種別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
介護補助	1	8	1	16
生活相談員心得（無資格者）	1	8	1	20
介護職員（無資格者）				
支援員（無資格者）				
生活相談員心得（社会福祉士資格）	1	12	1	24
介護職員（社会福祉士資格）				
支援員（社会福祉士資格）				
保育士	1	19	1	31
児童指導員（幼稚園教諭資格）				
生活相談員心得（介護福祉士資格）	1	20	1	36
介護職員（介護福祉士資格）				
支援員（介護福祉士資格）				
生活相談員心得（介護福祉士資格又は介護支援専門員資格＋社会福祉士資格）	1	24	1	36
介護職員（介護福祉士資格又は介護支援専門員資格＋社会福祉士資格）				
支援員（介護福祉士資格又は介護支援専門員資格＋社会福祉士資格）				
登録ヘルパー（生活援助業務に従事）	1	29	1	29
児童指導員（社会福祉士資格又は小中高教諭資格）	1	31	1	41
生活相談員心得（介護福祉士資格＋介護支援専門員資格）	1	32	1	42
介護職員（介護福祉士資格＋介護支援専門員資格）				
支援員（介護福祉士資格＋介護支援専門員資格）				
登録ヘルパーサービス提供責任者	1	33	1	43

生活相談員心得（介護福祉士資格＋介護支援専門員資格＋社会福祉士資格）	1	36	1	42
介護職員（介護福祉士資格＋介護支援専門員資格＋社会福祉士資格）				
支援員（介護福祉士資格＋介護支援専門員資格＋社会福祉士資格）				
登録ヘルパーサービス提供責任者（主任、副主任）	2	19	2	29
登録ヘルパー（身体介護業務に従事）	2	75	2	75

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係、市労務職会計年度任用職員規則第3条関係）

職種別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
管理宿直（特別養護老人ホーム）	1	8	1	8
施設用務員	1	15	1	25
調理補助	1	18	1	26
家事支援員				
清掃業務職員				
洗濯業務職員				
清掃作業員	1	27	1	27
宿直支援員（養護老人ホーム）	1	28	1	28
調理員	1	30	1	40
調理員（調理師資格）	1	32	1	42
広見斎場管理員	1	52	1	62

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 別表第1及び別表第2の改正規定は、令和4年2月1日から適用する。
（登録ヘルパーの継続勤務年数の特例）
- 登録ヘルパーの継続勤務年数は、登録ヘルパー又は登録ヘルパーサービス提供責任者（以下「登録ヘルパー等」という。）に採用された期間とする。

- 4 令和2年4月1日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の地方公務員法第17条により登録ヘルパー等として一般職の非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）であった者が、令和2年4月1日以後引き続き登録ヘルパー等として勤務にしている場合の勤続年数は、非常勤職員の期間を継続勤務年数とみなし、継続勤務年数に加える。